

藤岡市農業委員会
令和3年第12回
定例会議事録

令和3年12月3日招集

令和3年藤岡市農業委員会第12回定例会議事録

令和3年12月3日、藤岡市農業委員長 秋山 幸夫は、令和3年藤岡市農業委員会第12回定例会を藤岡市役所中庁舎3階大会議室に招集した。

[会議に付した議案]

- 議案第 70号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第 71号 農地法第4条の規定による許可申請について
議案第 72号 農地法第5条の規定による許可申請について
議案第 73号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定に基づく農用地利用集積計画について
議案第 74号 農用地利用配分計画（案）について
議案第 75号 非農地判断の実施について
報告第 24号 農地法第4条、第5条の規定による農地転用届出について
報告第 25号 農地法関係出願等について

[出席農業委員]（13名）

- | | | | | | | | |
|------|--------|------|-------|------|-------|------|-------|
| 1 番 | 秋山 幸夫 | 2 番 | 宮澤 一夫 | 3 番 | 清水 文江 | 4 番 | 浦部 隆 |
| 5 番 | 浅見 健司 | 6 番 | 折茂 新一 | 8 番 | 関根 隆雄 | 9 番 | 折茂 高弘 |
| 10 番 | 金澤 貞夫 | 11 番 | 岩下 次夫 | 12 番 | 茂木 由子 | 13 番 | 山口 暁 |
| 14 番 | 福田 俊太郎 | | | | | | |

[出席農地利用最適化推進委員]（なし）

[事務局]

- | | | | |
|---------|-------|--------|-------|
| 事務局 長 | 塚本 良 | 事務局 次長 | 高田 克巳 |
| 次長補佐兼係長 | 岸 憲彦 | 主 任 | 牧 眸美 |
| 主 任 | 笠原 諒亮 | | |

（開会13時27分）

- 事務局次長 ただ今より令和3年第12回定例会を進行させていただきます。
初めに議案書の訂正をお願いします。議案書3ページ、議案第72号農地法第5条の規定による許可申請について、整理番号1番の他法令との関係欄に景観条例と記入をお願いします。本日も引き続き新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、推進委員さんのご出席はご遠慮いただいております。また下審査につきましては、東庁舎2階大会議室を用意しておりますので、1班の委員さんは移動をお願いします。それでは開会に当たりまして、秋山会長より挨拶をお願いいたします。

(会長挨拶)

事務局次長 ありがとうございました。それでは、会長に議事進行をお願いいたします。

議長 それでは、ただ今より令和3年第12回農業委員会定例会を開会いたします。委員総数13名中、出席委員13名でありますので、本定例会は成立いたします。議事録署名委員を指名いたします。11番 岩下委員、12番 茂木委員の両名をお願いいたします。それでは、議事に入らせていただきます。議案第70号農地法第3条の規定による許可申請について、議案第71号農地法第4条の規定による許可申請について、議案第72号農地法第5条の規定による許可申請について、以上3議案を一括上程します。藤岡市農業委員会運営に関する内規の規定により、この3議案は休憩中に下審査をお願いいたします。各班の審査は下欄に指定されておりますのでよろしくをお願いいたします。それでは、ただ今より休憩いたします。

(休憩13時31分)

(再開14時33分)

休憩をといて会議を再開いたします。それでは、議案第70号農地法第3条の規定による許可申請について、1班の班長さんより下審査の結果について報告をお願いします。

1班班長 報告いたします。議案第70号農地法第3条の規定による許可申請について、1班で付託を受けたのは整理番号1番の1件です。整理番号1番は、市外の農業法人が、農業経営の規模拡大を図るため、東平井の農地6筆、3,395㎡を売買で取得するものです。下審査においては、申請内容等に特に問題はないと判断し、また議案書22ページの調査書にあるとおり農地法第3条第2項各号にも該当しないため許可相当と意見決定しました。以上報告を終わります。

議長 議案第70号整理番号1番について、1班の班長さんより報告がありましたが、何かご意見がありましたらお願いします。

浅見職務代理 整理番号1番は畑が多いのですが、何を栽培する予定ですか。

事務局 申請書では、ミョウガを栽培するという計画になっております。

議長 よろしいですか。他にご意見はありますか。

(異議なし)

議長 特に意見もないようですので、採決いたします。議案第70号整理番号1番について、これを可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員でありますので、議案第70号整理番号1番については許可と決定します。続きまして、2班の班長さんより下審査の結果について報告をお願いします。

2班班長 報告いたします。議案第70号農地法第3条の規定による許可申請について、2班で付託を受けたのは整理番号2番の1件です。整理番号2番は、本動堂のYさんが、農業経営の規模拡大を図るため、上落合の農地3筆、2,680㎡を売買で取得するものです。下審査においては、申請内容等に特に問題はないと判断し、また議案書22ページの調査書にあるとおり農地法第3条第2項各号にも該当しないため許可相当と意見決定しました。以上報告を終わります。

議長 議案第70号整理番号2番について2班の班長さんより報告がありましたが、何かご意見がありましたらお願いします。

(異議なし)

議長 特に、意見もないようですので、採決します。議案第70号整理番号2番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員でありますので、議案第70号整理番号2番は許可と決定します。続きまして、議案第71号農地法第4条の規定による許可申請について、1班の班長さんより下審査の結果について報告をお願いします。

1班班長 報告いたします。議案第71号農地法第4条の規定による許可申請について、1班で付託を受けたのは、整理番号1番の1件です。整理番号1番は、白石のHさんが、白石の農地を農業用倉庫用地として転用するもので、面積は506㎡、農地区分は第2種農地として判断されます。下審査においては、申請内容等に特に問題ないと判断し、許可相当と意見決定しました。以上報告を終わります。

議長 議案第71号整理番号1番について、1班の班長さんより報告がありましたが、何かご意見がありましたらお願いします。

(異議なし)

議長 特に、意見もないようですので、採決します。議案第71号整理番号1番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員でありますので、議案第71号整理番号1番は許可と決定します。続きまして、議案第72号農地法第5条の規定による許可申請について1班の班長さんより下審査の結果について報告をお願いします。

1班班長 報告いたします。議案第72号農地法第5条の規定による許可申請について、1班で付託を受けたのは整理番号1番から6番の6件です。整理番号1番は、市内の法人が、本郷の農地を賃貸で借り受け、販売用植木展示場及び通路用地として転用するもので、面積は1,909㎡、農地地区分は第2種農地として判断されます。下審査においては、申請内容等に特に問題ないと判断し、許可相当と意見決定しました。整理番号2番は、神田のOさんが、神田の農地を売買で取得し、露天資材置場用地として転用するもので、面積は226㎡、農地区分は第2種農地として判断されます。下審査においては、申請内容等に特に問題ないと判断し許可相当と意見決定しました。整理番号3番は、市外の法人が、神田の農地を売買で取得し、太陽光発電パネル設置用地として転用するもので、面積は961㎡、農地区分は第2種農地として判断されます。下審査においては、申請内容等に特に問題ないと判断し許可相当と意見決定しました。整理番号4番は、中栗須のYさんが、神田の農地を売買で取得し、農家住宅用地として転用するもので、面積は485㎡、農地区分は第2種農地として判断されます。下審査においては、申請内容等に特に問題ないと判断し許可相当と意見決定しました。整理番号5番は、市外の法人が、三本木の農地を売買で取得し、太陽光発電パネル設置用地として転用するもので、面積は1,092㎡、農地区分は第2種農地として判断されます。下審査においては、申請内容等に特に問題ないと判断し許可相当と意見決定しました。整理番号6番は、岡之郷のHさんが、白石の農地を使用貸借で借り受け、分家住宅用地として転用するもので、面積は232㎡、農地区分は第2種農地として判断されます。下審査においては、申請内容等に特に問題ないと判断し許可相当と意見決定しました。以上報告を終わります。

議長 議案第72号整理番号1番から6番について1班の班長さんより報告がありましたが、初めに整理番号1番について、何かご意見がありましたらお願いします。

(異議なし)

議長 特に意見もないようですので、採決します。議案第72号整理番号1番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員でありますので、議案第72号整理番号1番は許可と決定します。次に整理番号2番について、何かご意見がありましたらお願いします。

(異議なし)

議長 特に、意見もないようですので、採決します。議案第72号整理番号2番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員であります。議案第72号整理番号2番は許可と決定します。次に整理番号3番について、何かご意見がありましたらお願いします。

(異議なし)

議長 特に、意見もないようですので、採決します。議案第72号整理番号3番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員でありますので、議案第72号整理番号3番は許可と決定します。次に整理番号4番について、審議・採決に入りますが、その前に農業委員会等に関する法律第31条の規定により本議案に関する委員は、審議終了まで退席をお願いします。

(関係委員退席)

議長 それでは、何かご意見がありましたらお願いします。

(異議なし)

議長 特に意見もないようですので、採決します。議案第72号整理番号4番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員でありますので、議案第72号整理番号4番は許可と決定します。

(関係委員着席)

議長 次に整理番号5番について、何かご意見がありましたらお願いします。

(異議なし)

議長 特に、意見もないようですので採決します。議案第72号整理番号5番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員でありますので、議案第72号整理番号5番は許可と決定します。次に整理番号6番について、何かご意見がありましたらお願いします。

(異議なし)

議長 特に、意見もないようですので、採決します。議案第72号整理番号6番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員でありますので、議案第72号整理番号6番は許可と決定します。続きまして、2班の班長さんより下審査の結果について報告をお願いします。

2班班長 報告いたします。議案第72号農地法第5条の規定による許可申請について、2班で付託を受けたのは整理番号7番から11番の5件です。整理番号7番は、市内の法人が、藤岡の農地を売買で取得し、流通業務施設用地として転用するもので、面積は1,410㎡、農地区分は第1種農地として判断されますが、不許可の例外に該当します。下審査においては、申請

内容等に特に問題ないと判断し、許可相当と意見決定しました。整理番号8番は、市内の法人が、藤岡の農地を賃貸で借り受け、販売用植木展示場及び通路用地として転用するもので、面積は814㎡、農地区分は第2種農地として判断されます。下審査においては、申請内容等に特に問題ないと判断し、許可相当と意見決定しました。整理番号9番は、市内の法人が、上戸塚の農地を売買で取得し、露天資材置場用地として転用するもので、面積は713㎡、農地区分は第2種農地として判断されます。下審査においては、申請内容等に特に問題ないと判断し、許可相当と意見決定しました。整理番号10番は、市外の法人が、篠塚の農地を売買で取得し、太陽光発電パネル設置用地として転用するもので、面積は2,257㎡、農地区分は第2種農地として判断されます。下審査においては、申請内容等に特に問題ないと判断し、許可相当と意見決定しました。整理番号11番は、市外の法人が、上落合の農地を売買で取得し、太陽光発電パネル設置用地として転用するもので、面積は1,357㎡、農地区分は第2種農地として判断されます。下審査においては申請内容等に特に問題ないと判断し、許可相当と意見決定しました。以上報告を終わります。

議長

議案第72号整理番号7番から11番について、2班の班長さんより報告がありました。初めに整理番号7番について、何かご意見がありましたらお願いします。

(異議なし)

議長

特に意見もないようですので、採決します。議案第72号整理番号7番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長

挙手全員であります。議案第72号整理番号7番は許可と決定します。次に整理番号8番について、何かご意見がありましたらお願いします。

(異議なし)

議長

特に意見もないようですので、採決します。議案第72号整理番号8番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長

挙手全員であります。議案第72号整理番号8番は許可と決定します。次に整理番号9番について、何かご意見がありましたらお願いします。

(異議なし)

議長 特に、意見もないようですので採決します。議案第72号整理番号9番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員でありますので、議案第72号整理番号9番は許可と決定します。次に整理番号10番について、何かご意見がありましたらお願いします。

(異議なし)

議長 特に、意見もないようですので採決します。議案第72号整理番号10番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員でありますので、議案第72号整理番号10番は許可と決定します。次に整理番号11番について、何かご意見がありましたらお願いします。

(異議なし)

議長 特に、意見もないようですので採決します。議案第72号整理番号11番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員でありますので、議案第72号整理番号11番は許可と決定します。続きまして、議案第73号農業経営基盤強化促進法第18条の規定に基づく農用地利用集積計画について上程します。事務局より説明願います。

(説明終了)

議長 議案第73号について、事務局の説明が終わりましたが、初めに議案書7ページから9ページの利用権の設定について、何かご意見がありましたらお願いします。

(意見なし)

議長 特に意見もないようですので、採決します。議案第73号農業経営基盤

強化促進法第18条の規定に基づく農用地利用集積計画利用権の設定について、これを可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員でございますので、議案第73号農業経営基盤強化促進法第18条の規定に基づく農用地利用集積計画利用権の設定については原案のとおり決定します。次に議案書10ページの所有権の移転について審議・採決に入りますが、その前に農業委員会等に関する法律第31条の規定により本議案に関する委員は、審議終了まで退席をお願いします。

(関係委員退席)

議長 それでは、何かご意見がありましたらお願いします。

(意見なし)

議長 特に意見もないようですので、採決します。議案第73号農業経営基盤強化促進法第18条の規定に基づく農用地利用集積計画所有権の移転について、これを可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員でございますので、議案第73号農業経営基盤強化促進法第18条の規定に基づく農用地利用集積計画所有権の移転については原案のとおり決定します。

(関係委員着席)

議長 続きまして、議案第74号農用地利用配分計画（案）について上程します。事務局より説明願います。

(説明終了)

議長 議案第74号について、事務局の説明が終わりましたが、何かご意見がありましたらお願いします。

関根委員 はい。この設定する権利の賃借料ですが、10番はゼロですが、2番目・3番目の賃借料を10アール換算すると約21,000円で、割と良い金額

になると思いますが、この辺の考え方を教えて頂けますか。

事務局

金額については、農政課で決めていますので、こちらで詳しいことは分からないのですが、中間管理や配分に関する料金は、貸し手と借り手双方で話し合っているということです。

関根委員

通常の場合、田は7,000円とかの金額が設定されていますが。

事務局

標準金額はあるのですが、今回はあくまで相対での話し合いということです。それでは、もし分かるようであれば、農政課に確認して後程関根委員さんにお伝えしたいと思います。

議長

暫時休憩します。

(休憩14:57)

(再開14:59)

議長

他に何かご意見がありますか。

(意見なし)

議長

異議なしと認め、議案第74号農用地利用配分計画（案）については、そのように決定します。続きまして、議案第75号非農地判断の実施について上程します。事務局より説明願います。

(説明終了)

議長

ただ今、議案第75号について、事務局の説明が終わりましたが、何かご意見がありましたらお願いします。

浦部委員

この案件は、本人に意思確認するということが良いのですか。

事務局

あくまで、本人に確認してからということになります。

議長

他に何かご意見がありますか。

岩下委員

非農地になると、固定資産税は掛からなくなりますか。

事務局

今まで、田や畑で課税されていたものが、山林の課税に変わるということです。場合によっては、税金が掛からなくなるケースもあるかと思

います。

議長

他に何かご意見はありますか。

(意見なし)

議長

特に、意見もないようですので、採決します。議案第75号非農地判断の実施について、これを可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長

挙手全員でございますので、議案第75号非農地判断の実施については原案のとおり決定します。続きまして、報告第24号・25号を一括して上程します。事務局より説明願います。

(説明終了)

議長

報告第24号・25号について、事務局の説明が終わりましたが、何かご意見がありましたらお願いします。

(なし)

議長

特に意見もないようですので、以上をもちまして、令和3年第12回定例会を閉会いたします。委員の皆様には、大変お忙しい中、慎重審議を賜りありがとうございました。

(審議終了 15時6分)